

平成 29 年（㉔）第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 長谷川 照 ほか

債務者 九州電力株式会社

## 補充書面 17

### 債権者らの申立てが即刻認容されるべきこと

2017（平成 29）年 7 月 12 日

佐賀地方裁判所 民事部御中

債権者ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

## 1 はじめに

答弁書に対する求釈明申立書において述べたとおり、債務者答弁書は、玄海原発 3、4 号機（本件原発）の安全性について極めて不十分な主張にとどまっていたため、債権者らは釈明を求めた。しかるに、債務者準備書面 1（答弁書求釈明に対する回答）では、極めて不十分な回答にとどまっている。

求釈明申立書において述べたとおり、同書面における求釈明事項は、債務者が真に本件原発の運転について債権者らの人格権を侵害する危険はないと主張するのであれば、いずれも容易かつ明確に回答ができる事項ばかりである。にもかかわらず極めて不十分な回答にとどまっている以上、債務者に対し本件原発を運転させれば債権者らの人格権を侵害する危険があると推認せざるを得ず、本件原発の稼働が直ちに差止められなければならない。

したがって、債権者らの申立ては即刻認容されるべきである。

本書面では、債務者準備書面 1 における債務者の回答のうち特に問題と思われる点について述べる。

## 2 回答 1 について（再稼働に向けた手順）

債務者は、原子力規制委員会による許認可など行政手続に触れるのみであるところ、認可された工事計画に基づく「工事」はいつ行うのか、再稼働の前に完了するのかが明らかでない。これは保安規定についても同様である。

この点、債務者が原子力規制委員会による許認可を受けているとしても、これに基づく工事や保安規定の変更が現に完了していないのであれば、本件原発は新規制基準に基づく安全性すら担保されていないこととなる。

したがって、上記の点についての主張、疎明がない以上、本件原発の運転により債権者らの人格権を侵害する危険があることは明らかであるから、本件原発の稼働は直ちに差し止められなければならない。

## 3 回答 17 及び回答 47 について（マニュアルや手順書を社外秘としている点）

債務者は、計測機器の検知した異常の程度に応じ発せられる警報に対する対応についてマニュアルに定めていると主張している（15 頁）。また、債務者は、事故防止に係る安全確

保対策及び福島第一原発事故を踏まえたさらなる安全確保対策に関し、その手順書を整備していると主張している（38 頁）。そして、これらマニュアルや手順書（以下、「マニュアル等」という。）については、社外秘の扱いとしているため提出できないとして疎明を拒んでいる。

しかし、仮処分における審尋は非公開であって、マニュアル等の全部を社外秘であるというだけで書証として提出しない合理的理由は不明である。債務者にとって営業上の秘密であるとの主張が考えられるが、債権者らの人格権との関係でかかる主張が認められる余地はない。また、政府等により秘密にするよう求められているとか保安上の理由であるとの主張も考えられるが、その場合でも、マニュアル等の全部を提出しない理由としては不十分であり、その一部を提出する、あるいはマニュアル等の内容について一定の抽象化をして疎明することもできる。いずれにしても、債務者が主張する安全対策が実効性のあるものかどうか、確実に実行できるかどうかはマニュアル等によって把握するほかない。債務者が主張、疎明しているのは本件原発のいわばハード面のみであるところ、ソフト面については疎明がないと理解するほかない。

したがって、上記マニュアル等の提出による疎明とこれに基づく安全対策の実効性や確実な実施についての主張がない以上、本件原発の運転により債権者らの人格権を侵害する危険があることは明らかであるから、本件原発の稼働は直ちに差し止められなければならない。

#### 4 回答 38 及び回答 45 について（放射性物質の周辺環境への放出について）

債務者は、本件原発において、放射性物質が異常な水準で周辺環境に放出される具体的危険性はないとか、確実に防止できると主張している（32 頁、37 頁）。

しかし、佐賀県が本件原発から半径 5 キロ以内のすべての住民に安定ヨウ素剤を配布していることは公知の事実である。かかる対応が取られているのは、本件原発が爆発して放射性物質が飛散することが想定されているからである。つまり、福島原発事故で体験した被害が現実に起こりうるものとして想定されなければならないというのが原子力規制法令の趣旨となっているのである。

にもかかわらず、上記主張の根拠について、債務者は「解析によって確認している」と述べるのみで（36 頁）疎明がない。

その解析は誰が何をどのように解析したのか、解析の結果やその信頼性ととも、具体的に明らかにすべきである。そもそも、福島第一原発事故の事故経過についてもいまだに明らかでない部分があるのに、解析ができると主張されても到底信用できるものではない。

また、債務者は、「万一の事故等発生時においても、放射性物質の周辺環境への異常な放出は確実に防止できる」と主張するが（37 頁）、そこで言う「万一の事故」とはどのような事故を想定し、万一というような事故であるにもかかわらずなぜ確実に放射性物質の放出を防止できるのか、債務者において主張、疎明すべきである。

そして、かかる疎明のためにこそ、前項で述べたマニュアルや手順書の提出が必要というべきである。

したがって、以上の主張、疎明がない以上、本件原発の運転により債権者らの人格権を侵害する危険があることは明らかであるから、本件原発の稼働は直ちに差し止められなければならない。

## 5 結語

以上のとおり、債務者準備書面 1（答弁書求釈明に対する回答）における債務者の回答は、極めて不十分な回答にとどまっている以上、債務者に対し本件原発を運転させれば債権者らの人格権を侵害する危険があると推認せざるを得ず、本件原発の稼働が直ちに差し止められなければならない。

したがって、債権者らの申立ては即刻認容されるべきである。

以上